平成２２年（フ）第１８３０号
横浜市磯子区磯子２丁目３番23号　プリマベーラ・イソゴ101号、申立時の住所横浜市磯子区久木町４番10号　ヴォルテール磯子201号
債務者　北條　　瞳（旧姓横溝）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６６１号
横浜市都筑区池辺町7000番地　ダイアパレスつづきの丘530
債務者　吉本博幸こと　徐　　光鎮
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２号
長野県佐久市中込3519番地12　萬年青荘２号
債務者　与良　正志
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１０１号
長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町209番地10
債務者　山本　博之
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１７８号
静岡市駿河区聖一色157番地の１　サープラスＥ－１、旧住所静岡市駿河区下島615番地の89
債務者　横山みさ子（旧姓村嶋）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前11時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８０７号
神奈川県茅ヶ崎市美住町８番14号　レオパレス美住105号
債務者　内田　美帆
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８０９号
横浜市鶴見区馬場３丁目２番29号　昭栄マンション201
債務者　石崎眞智子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１号
石川県輪島市久手川町堂山87番地５
債務者　梶谷美津子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第５３２号
愛知県岡崎市明大寺町字向山２番地　向山アパート203
債務者　稲吉　広道
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６７３１号
東京都板橋区宮本町61―２
債務者　渡邉　朝保
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７３２号
東京都板橋区宮本町61―２
債務者　渡邉　戴子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７７５号
千葉県市川市末広２丁目20―24―103
債務者　石田美由紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７７６号
神奈川県相模原市南区相武台２丁目14―１―103
債務者　中村　生詩
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８１４号
東京都国分寺市本多３丁目９－５－２Ｆ
債務者　高田千亜紀
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９２７号
東京都東久留米市中央町１丁目４―19―202
債務者　河野　通久
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部